

## 「大腸菌群数」に係る排出の実態等について

### 1 大腸菌群とふん便の関係<sup>1)</sup>

- ・ 大腸菌数はふん便のみに存在する菌種Aを対象に測定している。
- ・ 大腸菌群数は菌種A以外にもふん便から検出されるが元来土壌や水中を生息場所としている図1の菌種B及び土壌や水中を生息場所としている非ふん便性の菌種Cも検出される。

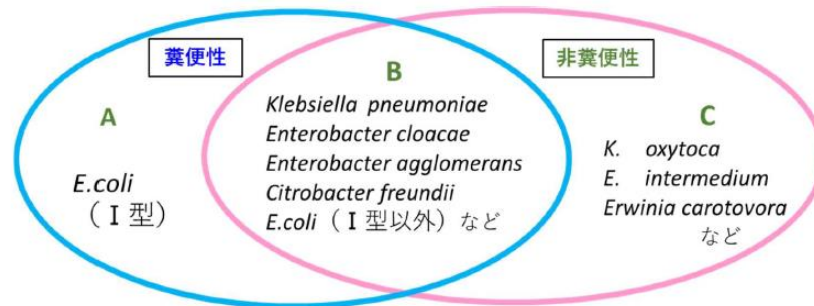


図1 大腸菌群数とふん便の関係

### 2 大腸菌数の基準値<sup>1)</sup>

- ・ 環境省では、下水道終末処理施設等の大腸菌数を多く排出すると考えられる業種における排水実態を調査し、その結果を基に大腸菌数の排水基準を設定することとした。
- ・ その結果、大腸菌群数が100～3,000個/cm<sup>3</sup>の試料中の大腸菌数の存在比は平均0.295であったため、現行の排水基準値である3,000個/cm<sup>3</sup>に実態調査から得られた存在比の平均値0.295を乗じて、大腸菌群数3,000個/cm<sup>3</sup>に相当する大腸菌数を算定すると885CFU/mLとなった。
- ・ 環境省では、この数値を切り下げにより丸め、大腸菌数の許容限度は日間平均800CFU/mLとすることが適当とした。

### 3 県内における大腸菌群数の水質調査結果

- ・ 過去5年で排水基準（排水指定事業場排水基準）が適用となる全ての事業場（延べ1,223事業場）のうち、18事業場で基準を超過していた。
- ・ 18事業場のうち、水道業（「下水道週末処理施設」または「し尿処理施設」）が3事業場、宿泊業（「旅館業」の用に供する施設）が2事業場、その他の業種（特定施設が浄化槽のみの事業場等）が13事業場であった。

### 4 「大腸菌群数」に係る排水基準の変遷

#### (1) 排水基準

- ・ 法が施行された昭和46年から3,000個/cm<sup>3</sup>であり、これまで改正はされていない。
- ・ 下水道法施行令第6条の「放流水の水質の技術上の基準」に準じて、塩素殺菌法によって確保し得る数値とされている。

#### (2) 指定事業場排水基準

- ・ 条例が施行された平成9年から3,000個/cm<sup>3</sup>であり、これまで改正はされていない。

#### 出典

- 1) 令和5年度 大腸菌群数の排水基準の見直しに係る検討会

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02036.html](https://www.env.go.jp/press/press_02036.html)